

京都市交通局管理規程第27号

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「運転車両部運転課長」を「運輸部運行課長」に改め、同項第6号中「鉄道事業本部運輸部業務課長」を「鉄道営業部駅サービス課長」に改める。

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 近鉄線、京阪線、西日本会社線又は京阪大津線が運行不能の場合は、烏丸線及び東西線の各駅において、当該運行不能の駅間に有効な乗車券を回収（定期乗車券及び振替輸送の駅間を經由して前途有効な乗車券にあっては、その提示を受けるものとする。）し、その人数の調査を行う。

別表第1（第3条関係）第2項第2号を次のように改める。

- (2) 高速鉄道と京阪線との相互振替

高 速 鉄 道	京 阪 線
今 出 川 駅	出 町 柳 駅
丸 太 町 駅	神 宮 丸 太 町 駅
烏 丸 御 池 駅	
京 都 市 役 所 前 駅	三 条 駅
三 条 京 阪 駅	
四 条 駅	祇 園 四 条 駅
五 条 駅	清 水 五 条 駅
京 都 駅	七 条 駅
竹 田 駅	竹 田 駅（近鉄）
六 地 蔵 駅	六 地 蔵 駅

別表第2（第15条関係）第2項を次のように改める。

2 高速鉄道と京阪線との相互振替に係る保管定数

高速鉄道	駅名	今出川	丸太町	三条 京阪	四条	五条	京都	六地藏
	保管数	5千枚	5千枚	1万枚	5千枚	5千枚	2万枚	5千枚
京 阪	駅名	出町柳	神宮 丸太町	三条	祇園 四条	清水 五条	七条	六地藏
	保管数	5千枚	5千枚	1万枚	5千枚	5千枚	5千枚	5千枚

第1号様式（第9条関係）第3項の様式以外の部分中「京阪京阪線」を「京阪線」に改め、同様式を次のように改める。

（表 面）

（裏 面）

振替乗車票 (ア)
(会社用)

発行当日限り有効
途中下車前途無効
改札機に入れないでください。

京阪電車
まりとせん

振替乗車票
スルッとKANSAI対応カード
トライフカカード
ICカード乗車券

をご利用のお客さま控用

記事

スルッとKANSAI対応カード
トライフカカード
ICカード乗車券

をご利用のお客さまは切り取って

振替乗車票（お客さま控用）をお持ち帰りください。
裏面もお読みください

日付印
京阪電車

スルッとKANSAI対応カード
トライフカカード
ICカード乗車券

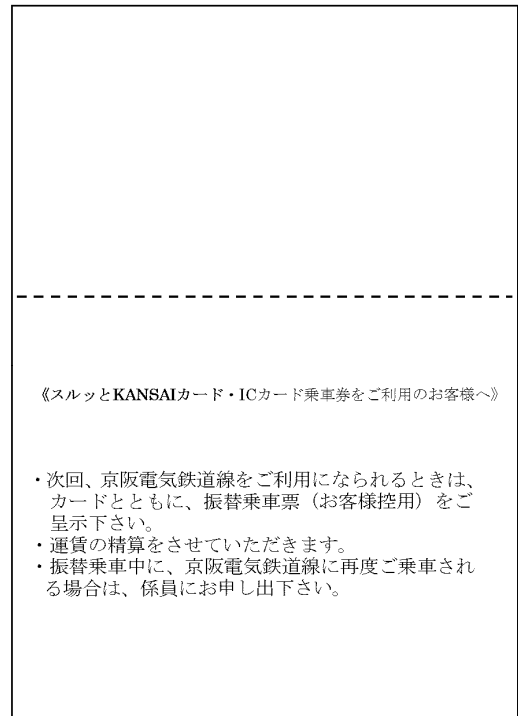
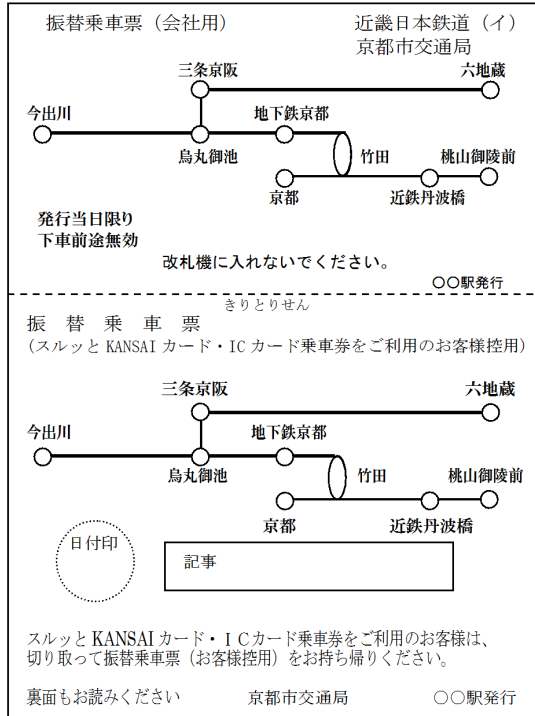
をご利用のお客さまへ

- ・次回、京都市交通局線をご利用になられるときは、カードとともに、振替乗車票（お客さま控用）をご显示下さい。
- ・運賃の精算をさせていただきます。
- ・振替乗車中に、京都市交通局線に再度ご乗車される場合は、係員にお申し出下さい。

第1号様式（第9条関係）第7項の様式以外の部分中「京阪京阪線」を「京阪線」に改め、同様式を次のように改める。

（表 面）

（裏 面）



附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(交通局高速鉄道部運輸課)